

草津市大学地域連携強化プラン懇話会開催要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、草津市大学地域連携強化プラン懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、大学と地域の連携を強化するための方向性や具体的な方策について検討することを目的とする。

(懇話会の委員)

第 2 条 懇話会の委員は、10 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市市民参加条例(平成 24 年草津市条例第 21 号)第 8 条、第 12 条に基づく公募による選考する市民
- (3) 企業関係者
- (4) その他特に市長が必要と認める者

(役割)

第 3 条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 大学と地域の連携に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(座長)

第 4 条 懇話会における座長は、委員の互選により定める。

2 座長（座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員）は、懇話会の進行を行う。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は平成 27 年 9 月 4 日から施行する。